

錦江町農業委員会 7月総会議事録

○ 開催日時 平成26年7月22日(火) 午後1時00分から

○ 開催場所 錦江町 庁議室

○ 出席委員(19人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	東郷 輝昭
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	黒瀬 正
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一磨

欠席委員 なし

事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 附議事項

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について

議 長 只今より平成26年度7月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。
本日の総会の出席は19名出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に2番 基委員と3番 厚ヶ瀬委員を指名いたしますので、よろしくお祈いします。

事務局 (会務報告と説明)

議 長 只今の会務報告について、ご質問はございませんか。

全委員 (発言なし)

議 長 ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。
それでは附議事項に入ります。

議案第14号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。

お諮りします。

会議資料のとおり、今回は20筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を4回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。

委 員 (委員の中から「なし」の声)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、「議案第14号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号83号から91号までを議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第14号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号83号から91号までを説明いたします。

先ず、受付番号83号、84号の貸し人は、O・Mさん、O自治会在住の方です。

申請地は、

83号が、馬場ホケノ頭6，135番1、地目は畑、地籍は9，527㎡の内

3, 000 m²。

84号が、馬場宮田6, 073番、地目は畑、地籍は6, 084 m²の内2, 000 m²で、2筆の合計は5, 000 m²です。

貸付期間は、平成26年8月1日から平成31年12月14日まで、小作料は全部で50, 000円となっています。

借り人は、M・Wさん、S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員6名、従事者4名、自作地7, 911 m²で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機各1台となっています。

担当調査委員は、鈴委員です。

事務局

次に、受付番号85号について説明いたします。

貸し人は、K・Aさん、K市在住の方です。

申請地は、田代麓小田2, 530番、地目は田、地籍は665 m²です。

貸付期間は、平成26年8月1日から平成29年12月14日までで、使用貸借のため小作料は発生しません。

借り人は、T・Tさん、I自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者2名、自作地6, 260 m²、小作地5, 406 m²で、甘しょを主体とした経営をされています。

農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター、芋堀機、管理機、軽トラック各1台となっています。

事務局

次に、受付番号86号について説明いたします。

貸し人は、K・Aさん、K市在住の方です。

申請地は、田代麓小田2, 547番、地目は田、地籍は603 m²です。

貸付期間は、平成26年8月1日から平成29年12月14日までで、使用貸借のため小作料は発生しません。

借り人は、I・Yさん、H自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、小作地15, 084 m²で、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は340日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、タイヤショベル・ロールベラー、ヘイテッター、モア、軽トラック各1台となっています。

事務局

次に、受付番号87号について説明いたします。

貸し人は、N・Tさん、S自治会在住の方です。

申請地は、田代麓松ノ崎5, 004番1、地目は田、地籍は1, 325 m²です。

貸付期間は、平成26年8月1日から平成29年12月14日までで、使用貸借のため小作料は発生しません。

借り人は、受付番号86号と同じI・Yさんです・

受付番号85号から87号までの担当調査委員は、18番 樋渡委員です。

事務局

次に、受付番号88号について説明いたします。

貸し人は、O・Tさん、S自治会在住の方です。

申請地は、馬場八木田501番1、地目は田、地籍は1, 238㎡です。

貸付期間は、平成26年8月1日から平成31年12月14日までで、小作料は50,000円となっています。

借り人は、M・Yさん、S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員5名、従事者3名、雇用が2名で50日、自作地6,048㎡、小作地1,706㎡で、ピーマンを主体とした経営をされています。

農業従事日数は340日で、農業機械の所有状況は、軽トラック、管理機各2台、トラクター、動噴、ライトバン各1台となっています。

担当調査員は、17番 鳥越委員です。

事務局

次に、受付番号89号について説明いたします。

貸し人は、D・Zさん、D自治会在住の方です。

申請地は、城元三角4698番1、地目は畑、地籍は1, 415㎡です。

貸付期間は、平成26年8月1日から平成32年12月14日までで、小作料は10a当たり10,000円となっています。

借り人は、D・Yさん、D自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者1名、雇用が1名で250日、自作地29,656㎡、小作地34,446㎡で、甘しょ、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は290日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、ショベル・2tトラック・3tトラック各1台となっています。

事務局

次に、受付番号90号について説明いたします。

貸し人は、N・Aさん、D自治会在住の方です。

申請地は、城元栗ノ尾4,402番6、地目は畑、地籍は7,770㎡です。

貸付期間は、平成26年8月1日から平成31年12月14日までで、小作料は10a当たり20,000円となっています。

借り人は、T・Mさん、U自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、雇用が8名で380日、自作地40,790㎡、小作地21,332㎡で、甘しょ、加工大根を主体とした経営をされています。

農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、ハーベスター・大根洗い機・ショベル・つる払い機・マニアスプレッター各1台となっています。

次に、受付番号91号について説明いたします。

貸し人は、N・Sさん、D自治会在住の方です。

申請地は、城元池ノ上4360番1、地目は畑、地籍は14,359㎡のうち、5,000㎡です。

貸付期間は、平成26年8月1日から平成31年12月14日までで、小作料は10a当たり20,000円となっています。

借り人は、受付番号90号と同じT・Mさんです。

受付番号89号から91号までの担当調査委員は、15番 畠中委員です。以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。

まず、受付番号83号,84号について、19番 鈴委員、お願いいたします。

19番 鈴委員 報告します。借り人のM・Wさんは、意欲と能力のある優れた農家経営者でございまして、20代の後継者がおります。本町の求める要件は全て満たしていると思いますので、何ら問題はございません。終わります。

議長 ありがとうございました。

次に、受付番号85号から87号について、18番 樋渡委員、お願いします。

18番 樋渡委員 報告いたします。85号のT・Tさんですが、これは数年前からTさんに私の方からお願いして、作り手もいなかったものですから、T・Tさんをお願いして今まで闇小作で作っていたんですが、今回農業委員会に掛けて利用権設定を結んで欲しいという希望がありまして、今回出たところで、T・Tさんは1年1年規模拡大されておまして、圃場も良く管理されております。何ら問題は無いかと思えます。よろしくお願いいたします。

86号もK・Aさんの物件ですが、借り人はI・Yさん。この人は認定農家でもあり、圃場管理、条件は充分満たしており、何ら問題は無いと思えます。

87号のN・Tさんの件も、これもI・Yさんで、認定農家でもあり何ら問題は無いかと思えますので一つよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。

次に、受付番号88号について、17番 鳥越委員ですが、初めてでございまして借り手だけの報告をお願いします。

17番
鳥越委員

受付番号88号について調査報告をいたします。
借り人のM・Yさんは、両親と共にピーマン農家として頑張っていると思います。
規模を拡大したいということで、今回、新規に利用権を結ぶものです。
Mさんは認定農家でもあり、農地も良く管理され、何ら問題はないと思います。

議長

ありがとうございました。
次に、受付番号89号から91号について、15番 畠中委員、お願いします。

15番
畠中委員

報告します。
89号のD・Y君は、認定農業者です。甘しょ、野菜類を作付しています。畑も良く管理されて、農地の利用も良く何ら問題ないと思います。
90号、91号のT君も認定農業者です。甘しょ、干し大根、深ネギを作っています。農業に対する意欲と能力がありますので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
ただ今、受付番号83号から91号について、それぞれの担当委員から調査報告がありましたが、何か質疑ありませんか。

委員

(委員の中から「なし」の声)

議長

質疑なしと認めます。
これから、議案第14号のうち、受付番号83号から91号までを採決します。
お諮りします。
議案第14号のうち、受付番号83号から91号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員

(委員の中から「異議なし」の声)

議長

異議なしと認めます。
したがって、「議案第14号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号83号から91号については、原案のとおり決定しました。

議長

次に、「議案第14号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号92号から99号までを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第14号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号92号から99号について、説明いたします。

事務局 受付番号92号から94号の貸し人は、A・Nさん、A自治会在住の方です。

申請地は、

92号が、神川小屋前7，770番12、地目は畑、地籍は1，941㎡

93号が、神川小屋前7，770番26、地目は畑、地籍は1，749㎡

94号が、神川小屋前7，770番28、地目は畑、地籍は2，473㎡

で、3筆の合計は6，163㎡です。

貸付期間は、平成26年8月1日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で50，000円となっています。

借り人は、F・Mさん、Y自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、雇用が3名60日、自作地17，405㎡で、大根、甘しょ、インゲンを主体とした経営をされています。

農業従事日数は260日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、トラック・堆肥マニア各1台となっています。

担当調査委員は、1番宿利原委員です

事務局 次に、受付番号95号から97号について説明いたします。

受付番号95号から97号の貸し人は、A・Nさん、A自治会在住の方です。

申請地は、

95号が、城元前迫2，941番4、地目は畑、地籍は2，096㎡

96号が、城元一本桑3，639番21、地目は畑、地籍は2，731㎡

97号が、神川小屋前7，770番13、地目は畑、地籍は1，278㎡

で、3筆の合計は6，105㎡です。

貸付期間は、平成26年8月1日から平成29年12月14日まで、小作料は全部で43，000円となっています。

借り人は、O・Nさん、K市在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者2名、雇用が10名、小作地22，489㎡で、しきみを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、草刈り機3台、軽トラック2台、モア・動噴各1台となっています。

事務局 次に、受付番号98号について説明いたします。

貸し人は、K・Yさん、S自治会在住の方です。

申請地は、田代麓長野4，491番3、地目は畑、地籍は12，964㎡の内、8，000㎡です。

貸付期間は、平成26年8月1日から平成29年12月14日まで、小作料は

10a 当たり7,000円となっています。

借り人は、受付番号95号から97号と同じO・Nさんです。

担当調査員は、受付番号95号から97号は、3番厚ケ瀬委員、98号については、2番 基委員ですが、代表して厚ケ瀬委員に調査報告をお願いします。

事務局

次に、受付番号99号について説明いたします。

貸し人は、O・Tさん、M自治会在住の方です。

申請地は、馬場西ノ下843番1、地目は田、地籍は1,530㎡です。

貸付期間は、平成26年8月1日から平成36年12月14日まで、使用貸借のため小作料は発生しません。

借り人は、O・Sさん、M町在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地5,912㎡、小作地4,807㎡で、ピーマン、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター・管理機・芋堀機・動噴・茎葉処理機各1台となっています。

担当調査員は、17番鳥越委員です。

以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。

まず、受付番号92号から94号について、私の方で調査報告いたします。

1番
宿利原委員

92号、93号、94号の借り人のF・Mさんは2・3年前までたばこを作っていました。現在辞められまして甘藷と加工大根を作っており、全部の畑を耕作されており、何ら問題無いかと思えます。それに認定農業者を再認定されまして頑張っておるところでございます。

議長

次に、受付番号95号から98号について、3番 厚ケ瀬委員、お願いします。

3番
厚ケ瀬委員

ご報告いたします。受付番号95号から98号の借り人のO・Nさん、K市在住の方でございます。以前借りられた方の妹さんということで、今度契約されたわけですが、これまで小作料金をもらっていないということで3年契約を今度行ったわけですが、これから支払っていない分の小作料も少しずつ返されるということで伺いました。

この件は、先月の定例総会でも徳永委員からしきみ畑ということで、そういう状況で支払いがなされていない方を、皆さん役場にお集まり頂いて説明がなされたということで、これから3年契約行っている訳ですが、農業委員の方も気を付けて目を配りながら注意して行く案件ではないかと思えます。よろしくお願ひい

たします。

議 長

ありがとうございました。

次に、受付番号99号について、17番 鳥越委員、お願いします。

17番
鳥越委員

受付番号99号の借り人のO・Sさんは、今季からピーマンを栽培するというところで、補助事業導入のために親子間設定をされました。本人は現在M町に在住ですけれども、今年中にまた錦江町の方に帰られて新たに農業を頑張るということで、農地も良く管理され、今までお父さんと親子でされていたわけですけれども、今度新規で個人で、Sさん夫婦でピーマンをされるということで親子間の利用権設定になっています。以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、受付番号92号から99号について、それぞれの担当委員から調査報告がありましたが、質疑ありませんか。

19番
鈴委員

しきみの所はある程度手入れがされていて、お金になるような作付けになっているの。

3番
厚ヶ瀬委員

出荷だけはやっているんですけれども、手入れの方がちょっと足りないかなということで、荒れています。そこをこれからO・Nさんという方が管理して出荷して行く方向で行きますということで伺いました。

19番
鈴委員

出荷だけは毎日しているの。

3番
厚ヶ瀬委員

良いところだけを切って管理の方は届いていない状況で。

議 長

他に質疑はありませんか。

委 員

(委員の中から「なし」の声)

議 長

質疑なしと認めます。

これから、「議案第14号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号92号から99号までを採決します。

お諮りします。

議案第14号のうち、受付番号92号から99号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。

したがいまして、「議案第14号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号92号から99号については、原案のとおり決定しました。

議長 ここで、T委員の退席を求めます。

(T委員退席)

議長 次に、議案第14号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号100号、101号を議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、「議案第14号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号100号、101号について、説明いたします。

まず、受付番号100号の貸し人は、O・Tさん、S自治会在住の方です。

申請地は、馬場平和平1, 005番1、地目は田、地籍は652㎡です。

貸付期間は、平成26年8月1日から平成31年12月14日まで、小作料は米30kg3俵となっています。

借り人は、T・Sさん、R自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者3名、自作地9, 542㎡、小作地649㎡で、ピーマン、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、加温機7台、管理機2台、トラクター・トラック・軽トラック各1台となっています。

事務局 次に、受付番号101号について説明いたします。

貸し人は、O・Sさん、A県在住の方です。

申請地は、馬場平和平1, 004番1、地目は田、地籍は603㎡です。

貸付期間は、平成26年8月1日から平成31年12月14日まで、小作料は米30kg3俵となっています。

借り人は、受付番号100号と同じT・Sさんです。

受付番号100号、101号の担当調査員は、寺田委員です。

以上です。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いし
ます。

受付番号100号から101号について、8番 寺田委員、お願いいたします。

8番 寺田委員 報告いたします。

この100号、101号は地番は違いますけれども1枚田んぼでございます。
ここにハウスが立っておりまして、それをTさんが作りたいという話がありま
して、Tさんは認定農家でございます、ピーマンを主体とした栽培をされてお
ります。機械道具・やる気・能力、全てにおいて利用権を結ぶに対して何ら支障
はないものと思います。よろしく申し上げます。

議 長 　ありがとうございます。

ただ今、受付番号100号、101号について、担当委員から調査報告があり
ましたが、質疑ありませんか。

委 員 　（委員の中から「なし」の声）

議 長 　質疑なしと認めます。

これから、議案第14号のうち、受付番号100号、101号について採決し
ます。

お諮りします。

議案第14号のうち、受付番号100号、101号については、原案のとおり
決定することにご異議ありませんか。

委 員 　（委員の中から「異議なし」の声）

議 長 　異議なしと認めます。

したがいまして、議案第14号のうち、受付番号100号、101号について
は、原案のとおり決定しました。

議 長 　ここで、T委員の入室を求めます。続いてN委員の退席を求めます。

（T委員入室・N委員退室）

議 長 　次に、議案第14号のうち、受付番号102号を議題とします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、「議案第14号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号102号について、説明いたします。

受付番号102号の貸し人は、S・Sさん、K市在住の方です。

申請地は、田代川原137番、地目は田、地籍は1，453㎡です。

貸付期間は、平成26年8月1日から平成31年12月14日まで、小作料は米モミ2俵となっています。

借り人は、N・Kさん、H自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、雇用3名90日、自作地7，729㎡、小作地31，791㎡で、水稻、野菜、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、コンバイン・田植機・モア・管理機各1台となっています。

担当調査員は、7番 毛下委員です。

以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いします。

受付番号102号について、7番 毛下委員、お願いいたします。

7番
毛下委員

受付番号102号について調査報告をいたします。

借り人のN・Kさんは、肉用牛、露地野菜を中心に頑張っているらしいです。

この農地は、以前、別の方が借りていましたが、病気のため作れないということで、今回、Nさんが利用権を結ぶものでございます。

Nさんは、N委員でもありますし、農地も良く管理されており、意欲・能力共に問題ないかと思っておりますので、皆さんの審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ただ今、受付番号102号について、担当委員から調査報告がありましたが、質疑ありませんか。

委員 （委員の中から「なし」の声）

議長 質疑なしと認めます。

これから、議案第14号のうち、受付番号102号について採決します。

お諮りします。

議案第14号のうち、受付番号102号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員 (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第14号のうち、受付番号102号については原案のとおり決定しました。

議 長 ここで、N委員の入室を求めます。

(N委員入室)

議 長 以上で、平成26年7月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

2 番

3 番

議事録調整者 窪 和人